

# 留学中に修得した科目の単位認定について【2013 年度以降入学者】

## 1. 留学から帰国後の法学部での手続き

---

- 留学から帰国した場合、法学部事務所では、以下の手続きが必要となります。
  - (1) 留学終了の報告（全員）
  - (2) 単位認定に関する手続き（任意）
  - (3) 留学期間を在学年数に算入する手続き（任意）→私費留学・EX-R 交換留学(含む：EX-L、GLFP、AIMS)
- 留学中に修得した科目を単位認定により卒業単位に算入するか、留学期間を在学年数に算入するかは「任意」です。希望する場合は、本人からの申請が必要です。
- ご自身の復学日の 4 月 1 日もしくは 9 月 21 日以降の受け付けは、理由を問わず一切行いませんので、注意してください。
- (3) については、既に延長生の方と留学期間を在学年数に算入することを希望する方は、履修学年と学費の確定の必要性から、手続期間が限られていますので、必ず確認してください。
- 手続期間、提出書類、方法については、対象者へのメール等で周知します。

## 2. 単位認定の対象となる科目

---

- 「留学」として認められた私費留学、留学センター設置プログラム（EX-R 交換留学(含む EX-L, GLFP, AIMS)、CS-L、CS-R、DD 等）、同志社大学の各プログラム参加中に修得した科目を対象とします。
- 「休学」として認められた語学留学等で修得した科目は、単位認定の対象とはなりません。
- 対象科目は、「留学先大学で発行される成績証明書で成績が証明される科目」に限ります。なお、インターンシップについては、成績証明書で証明できない場合でも、承認する場合があります。（申請要件については次項を参照してください）。
- 「合格」「不合格」で成績評価される科目については、対象外となります（このような成績評価のみの大学につきましては、別途相談してください）。
- どの留学形態を利用しても、単位認定の手続きや基準は同じです。

## 3. 単位認定に必要な書類

---

- 単位認定を希望する場合は、以下の書類を提出する必要があります。②については審査終了後に返却しますが、それ以外の書類は一切返却しません。
  - ① 英文の成績証明書の原本
    - ※留学先の教育機関発行の成績証明書を提出してください。
    - ※英語圏以外の大学に留学した場合は、英文の成績証明書を提出してください。発行が受けられない場合は、必ず各自で英語に翻訳(全訳)した上で提出してください
  - ② 認定希望科目の講義で利用したノート・小テスト等
    - ※留学先で使用したテキストの提出は不要です。
  - ③ 留学先の大学の講義要項（シラバス）

※講義内容と授業時間数の分かるもの。シラバスに記載がなければ、補完できるものを提出してください。

- ④ 留学による単位認定・在学年数算入願（所定様式）
  - ⑤ 留学による修得科目の内容（所定様式）※必要部数を各自コピー
  - ⑥ 米国以外の大学の方のみ、「Grade Comparisons with US Institutions」もしくは「所属大学の成績換算表、成績評価のわかるもの」
- ※ 発行が受けられない場合は、事務所に相談してください。

- 同志社大学学部交流学生は、上記①(和文)、③、④、⑤を提出してください。
- インターンシップについては、以下のA群よりいずれか1件、およびB群よりいずれか2件の、計3件の書類を提出してください。

[A群]

- 留学先大学に提出されたインターンシップ報告書
- 早稲田大学法学部に提出するインターンシップ報告書（書式自由）

[B群]

- インターンシップ雇用証明書
  - 就労証明書
  - 業績・成果を証明する資料
  - 就労時間数を証明する資料
- 申請時に成績証明書の原本が用意できない場合は、成績証明書の原本以外の書類を整えて、必ず提出期間に申請を行ってください。その際、Web等で成績が確認できるものが用意できる場合は、先にその画面コピーを添付してください。手続きを進めますが、最終的には原本の提出が必要ですので、手続時に提出日予定日をお知らせください。留学先大学から早稲田大学に、成績証明書が直接送付される場合も同様です。

#### 4. 単位認定の時期、手順等

- 時期、手順については、対象者へのメール、HPで周知しますので、必ず確認してください。帰国したにも関わらず連絡が来ない場合は、法学部事務所まで連絡してください。
- 提出した書類をもとに教務主任・副主任が最終判定をします。ただし、以下に該当する者については「面接による審査」を実施します。
  - － 私費留学生で30単位以上の単位認定を希望する者
  - － 面接を必要だと判断した場合
- 単位認定が終了したらメールでご連絡します。その翌日から2日間のみ、申し立てがある場合は文章による受付を行うことがあります。

#### 5. 在学年数への算入（私費留学・EX-R交換留学(含む:EX-L,GLFP,AIMS)のみ）

- 私費留学については、①留学期間を在学扱いとし単位認定を希望する場合、別途単位認定料の支払いが必要です。②留学期間を在学扱いとせず単位認定のみを希望する場合、単位認定料の支払いは必要ありません。

※ 1 単位当たりの単位認定料は、科目等履修生聴講料 1 単位相当額とします（2014 年度：1 単位¥34,300 円）。聴講料は、在学年数に含めることとした留学期間の始めの学期が属する年度の聴講料が適用されます。

※単位認定料は、認定数にかかわらず、留学期間の授業料、施設費、教育環境整備費、全学グローバル教育費の合計額を上限とします。

- EX-R 交換留学については、単位認定の有無を問わず、留学期間を在学扱いとすることを希望する場合、手続きが必要です。単位認定料等の支払いは、必要ありません。

## 6. 認定できる単位数の上限

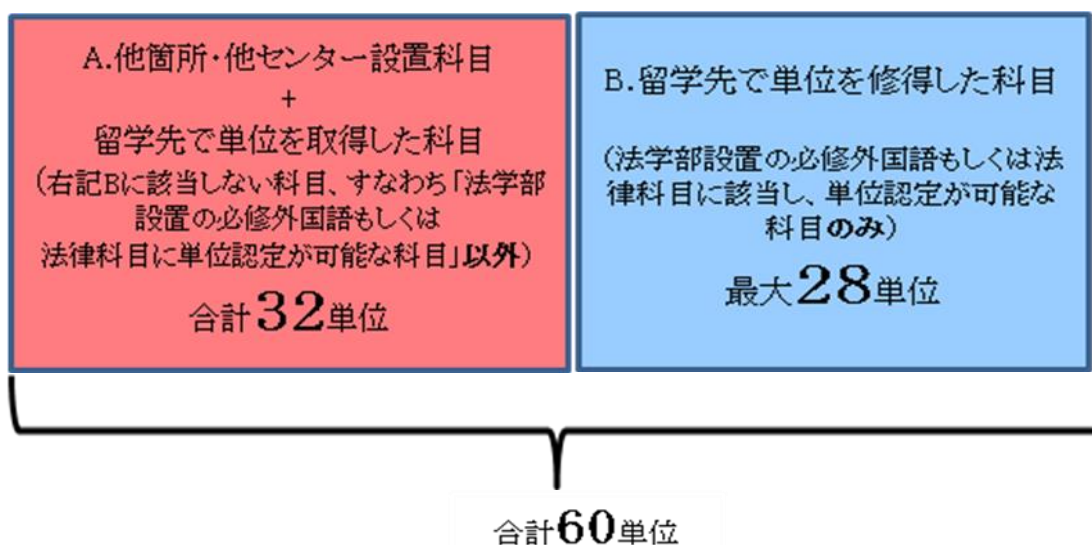
- 留学先の機関において修得した単位は、学部が適当であると認めたものに限り、認定することができます。**認定の上限単位数は半期留学の場合 23 単位、1 年間留学の場合 44 単位です。**

＜認定可能な単位数＞

**32 単位**（留学時に修得した単位 + 法学部以外の他箇所修得した単位）

+

**28 単位**（法学部設置の必修外国語科目もしくは法律科目として認定できる留学時修得単位）



上記の認定以外の科目に関しては「自由科目（卒業単位には算入されません）」として認定されます。

## 7. 単位認定される科目が算入される系列

- 留学先で修得した科目は、修得した科目名のまま(英語名)で認定されます。よって、英語圏以外の大学に留学された方は、英語の成績証明書を提出してください。
- 一般的には「共通選択科目」として認定されますが、内容によっては、法学部設置科目である「外国語科目」「一般教育科目」「基礎法科目」「法律選択科目」に振り替えて認定されます。但し、法律必修科目として認定することはできません。
- 「自由科目」として認定することも可能です。

## 8. 認定される科目の内容

- 科目の内容によって認定の可否が決まることは原則的にありません。ただし、法学部設置科目に振り替えて認定する場合には、内容的に同様のものである必要があります。

## 9. 認定される科目の単位数

- 留学先での授業時間数を元に単位数を決定します。早稲田大学では 90 分×約 30 週＝約 2,700 分＝4 単位ですので、これを目安とします。留学先での単位数は関係ありません。
- 語学と実技系（スポーツ、音楽、歌、ダンス、図画工作、作品制作等）の授業が、外国語科目、保健体育科目、共通選択科目、自由科目等として認定される場合は、約 2,700 分＝2 単位です。
- 1 科目で 2,700 分を超える授業時間の場合、計算上 4 単位を超える時間数でも、認定の際は 4 単位となることがあります。
- 授業時間数をもとに 1 科目最高何単位として認定されるか判断されます。

## 10. 認定される科目の成績評価

- 以下のような基準を元に、早稲田大学法学部の素点に換算します。

| 素点 | アメリカ | その他の国                                                                                             |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 95 | A+   | 留学先が発行する「Grade Comparisons with US Institutions」、「所属大学の成績換算表、成績評価のわかるもの」および「成績証明書」をもとに教務主任が判断します。 |
|    | A    |                                                                                                   |
| 90 | A-   |                                                                                                   |
| 85 | B+   |                                                                                                   |
| 80 | B    |                                                                                                   |
| 75 | B-   |                                                                                                   |
| 70 | C+   |                                                                                                   |
|    | C    |                                                                                                   |
| 65 | C-   |                                                                                                   |
| 60 | D+   |                                                                                                   |
|    | D    |                                                                                                   |
|    |      |                                                                                                   |

- 米国以外の大学の場合は、留学先大学発行する「Grade Comparisons with US Institutions」もしくは「所属大学の成績換算表、成績評価のわかるもの」を取得してきてください。発行が受けられない場合は、事務所に相談してください。
- 同志社大学の場合は、同志社大学の素点をそのまま置き換えます。

## 11. 単位認定の例

- 通常の単位認定

| 認定前科目           |            |          | 認定後科目    |                 |      |         |
|-----------------|------------|----------|----------|-----------------|------|---------|
| 科目名             | 時間数<br>単位数 | 成績<br>評価 | 系列       | 科目名             | 単位   | 成績評価    |
| Psychology      | 2800 分     | A+       | → 共通選択科目 | Psychology      | 4 単位 | A+ (95) |
| Intro to Cinema | 1300 分     | C        | → 共通選択科目 | Intro to Cinema | 2 単位 | C+ (70) |

|            |      |    |   |        |       |      |        |
|------------|------|----|---|--------|-------|------|--------|
| 心理学入門（同志社） | 2 単位 | 65 | → | 共通選択科目 | 心理学入門 | 2 単位 | C－（65） |
|------------|------|----|---|--------|-------|------|--------|

● 法学部設置科目に振り替える単位認定

| 認定前科目                    |            |          | 認定後科目 |                  |                           |      |        |
|--------------------------|------------|----------|-------|------------------|---------------------------|------|--------|
| 科目名                      | 時間数<br>単位数 | 成績<br>評価 |       | 系列               | 科目名                       | 単位   | 成績評価   |
| Composition<br>(English) | 2700 分     | B        | →     | 既習外国語<br>(Theme) | Composition<br>(English)  | 2 単位 | B(80)  |
| International Politics   | 2650 分     | A-       | →     | 法律選択科目           | International<br>Politics | 4 単位 | A－(90) |
| 民事訴訟法 1（同志社）             | 2 単位       | 90       | →     | 法律必修科目           | 民事訴訟法 1                   | 4 単位 | B＋(85) |
| 民事訴訟法 2（同志社）             | 2 単位       | 80       |       |                  |                           |      |        |

## 12. 登録制限単位数の上限数の変更（科目登録）

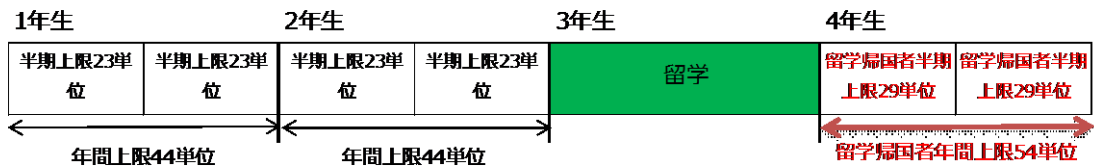
帰国後は留学していた学期数分に応じて、下記の通り登録制限単位数の上限数を変更します。適用には以下の条件がありますので、詳細を必ず確認してください。

1 年間留学：[通常] 4 4 単位 ⇒ **5 4 単位（半期の上限は 29 単位）**

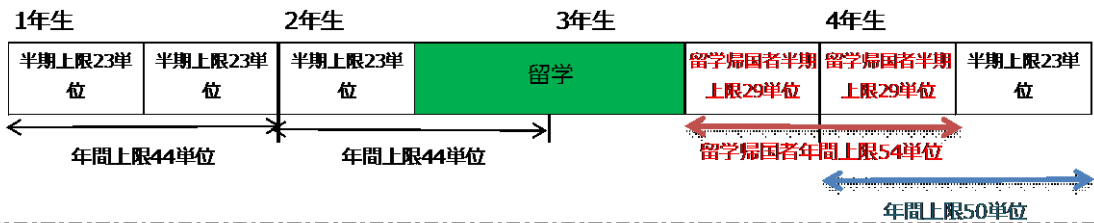
半年間留学：[通常] 2 3 単位 ⇒ **2 9 単位**

- 超過申請する場合は、その学期中に少なくとも超過申請単位数以上の法律科目を登録すること。
- 復学後の学期から起算し、留学参加期間の学期分限定とする。
- 複数回留学した学生でも、超過申請できる単位数は通算 1 0 単位までとする。
- 教務担当教務主任・副主任が必要と判断した場合は、上限単位数の変更可否を面談の上決定する。
- 私費留学・EX-R 交換留学の場合、留学期間を在学期間を含める場合のみ、本制度を適用する。
- 「帰国届」・「留学による修得単位認定願」を提出することによって、本制度を適用する。
- この制度を利用して 3 年卒業をすることはできない。
- この制度を利用した場合の 3 年間での卒業算入単位の修得上限は 1 3 4 単位とする。そのため 3 年生秋学期の科目登録の際に、必ず既得単位数及び卒業算入登録単位数の和が 1 3 4 単位以下になるようにしなければならない。1 3 4 単位を超えていた場合、科目登録が取消しとなる。
- 留学の時期により、翌年の制限単位数の年間上限数が変わります。下記の図により、詳細を確認してください。

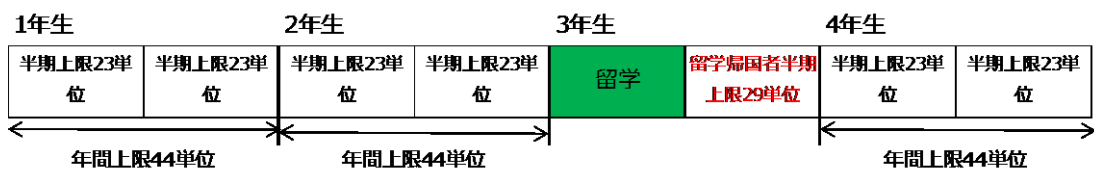
★春から1年間留学



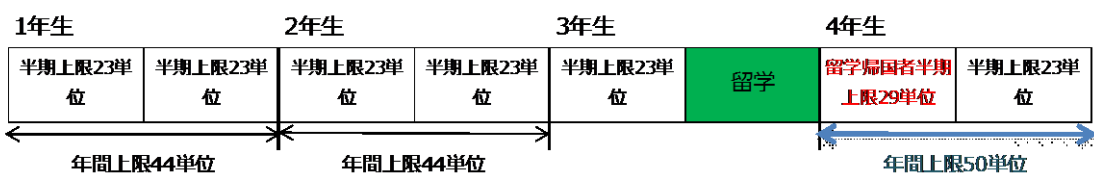
★秋から1年間留学



★春から半年間留学



★秋から半年間留学



以上  
法学部